

**「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」
に関する有識者懇談会（第５回）
議事録**

内閣官房　こども家庭庁設立準備室

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」

に関する有識者懇談会（第5回）

議 事 次 第

日時：令和5年1月24日(火)13:00～14:45

場所：経済産業省別館312 各省庁共用会議室

1. 開会

2. 議事

（1）就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）
素案の構成イメージについて

（2）その他

3. 閉会

【資料】

資料1 就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）
素案の構成イメージ（案）

資料2 就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）
に関する当事者・有識者からの意見（ポイント）
（事務局ヒアリング）

【参考資料】

参考資料 こども基本法の概要

○秋田座長 皆様、こんにちは。若干時間は早うございますが、全員お集まりでございますので、今から第5回「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会」を開催いたします。

今回も対面、オンラインのハイブリッドでの開催となっております。皆様、大変お忙しい中御参加いただきありがとうございます。

初めに、事務局から本日の委員の御出欠状況と資料の確認の御説明をお願いいたします。
○鍋島参事官 本日も先生方、どうぞよろしくお願いいたします。

本日、先生方におかれましては、画面上では、奥山先生と明和先生と水野先生がオンラインで御出席をいただいています。ほかの先生方はこちらの会場にお越しいただいています。本日は雪も予想される少し天候が心配な中、御出席いただき大変ありがとうございます。高祖委員はどうしても御都合があり本日は御欠席です。水野委員は御予定があり、途中で御退席と伺っています。

本日の資料については、まず議事次第ですが、本日は第5回会議になります。

それから、資料1として、後ほど御説明させていただきますが、「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）素案の構成イメージ（案）」が4枚です。

また、資料2として、こちらは何回か御紹介していますが、事務局でいろいろな方々に少しずつ御意見を伺っており、前回会議は11月でしたので、2つのカテゴリーの方々のところを最後に2ページ追加しています。

参考資料としまして「こども基本法の概要」もお配りしています。

資料に過不足ありましたら、事務局までお申しつけください。 以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に移らせていただきます。議事（1）は2時40分ぐらいまで自由討議とさせていただきたいと思います。既に4枚の論点をまとめた資料を御覧になっているかと思います。自由にまずは御発言をいただけたらと思っているところでございます。特に、ぜひ乳幼児期にこどもが育つというのはどういうことかというイメージが、これは広く一般の方に読んでいただけるような形になっているのかとか、同じようにキーワードなどが覚えやすかったり分かりやすくなっているかといった点も含めて自由に御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

なおもう少し補足説明をしてくださるということです。お願いします。

○鍋島参事官 資料の説明が十分でなくて恐縮でした。ぎりぎりになってしまいましたが、資料を先生方にお送りいたしました。今回の資料のイメージ、考え方について、少し補足説明させていただければと思います。

まず参考資料に「こども基本法の概要」を入れましたが、こども家庭庁がこの4月に発

足する際に合わせて施行される大事な法律ですが、こちらの「目的」、そして6つの「基本理念」があります。こういったものも、これまでの4回の会議の中でも先生方からもぜひ大事にさせていただきたいということを繰り返しお話もいただいています。こども基本法の「目的」「基本理念」等々をまずもって、これまでの御意見を踏まえた形で考えさせていただきます。

それから、10月の第3回会議で少し似たようなというか、この会議のゴールといいたうか、こういったことを目指すのかということでゴールイメージを御議論させていただきました。その後、前回の4回目11月の会議では明和委員はじめ4人の先生方から、脳科学の関係、アタッチメントの関係、医療の関係、公衆衛生の関係で随分ヒントをいただきました。それらを踏まえ、これまでの先生方からいただいている御意見をまとめてみたものが、資料1になります。

まず、最初の会議以来ずっと御議論いただいているのですが、この会議の先生方もそうですが、こどもたちと日常的に関わっている方々が大多数ではあるかとは思いますが、今、様々な状況でこどもたちと日常的には関わる機会があまりない方なども含めて、全ての方と共有できるようなものにしていこうというのが、この会議で各先生方からいただいている大きな柱、大事にしたい点だったと思います。そこをまず書かせていただきました。それから、こども本人だったり、社会全体双方にとって重要な、生まれてからということではなくて、生まれる前から幼児期までの育ちを保障していくということが、こども家庭庁の創設も踏まえたこどもまんなか社会の実現を通じて全ての人の利益になっていくのではないかということで、まず最初に書きました。

次に、目的として、先ほどのこども基本法の目的・理念にのっとって、置かれた環境や心身の状況など様々な状況にこどもたちはあると思います。家庭の状況も様々だと思います。生まれる前から幼児期までを通じて切れ目がないようにしていくことを大事にしたいと思いますし、こどもたちの心身の健やかな育ちの保障が、こどもの育ちを支える社会、環境という言い方もあるかと思いますが、こういったものを構築していきたいという思いがあります。全ての方々と共有したい基本的な考え方と、その取組の指針を示していくことで、こども基本法が目指す次代の社会を担う全てのこどもの権利擁護、それから、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を大きな目的として考えてみたいと思います。

右側に、これまでバイオ・サイコ・ソーシャルというお話もいただいたり、身体、心、そして社会（環境）、それぞれが非常に大事だというお話もいただいていますので、こういう図でよろしいかというのはあるのですが、それぞれ3者の連携の図を描いています。

「全ての人で共有したい理念」では、先ほどのこども基本法の6つの基本理念を少し再整理しまして、特に順番などがあるわけではありませんが、まず左上には「全てのこどもが一人一人個人として、その多様性が尊重され、差別されず、権利が保障されている」ことを挙げました。「こどもだから」ということで差別がされないとか、配慮すべき背景・

特性の有無にかかわらず差別されず、一人一人の多様性が尊重されているということを書きました。本日、高祖先生は御欠席ですが、この「配慮すべき」というところはなくても意味が通じるのでは、という御意見などもいただきました。

右上ですが、「全てのこどもが安心・安全に生きることができ、育ちの質が保障されている」ことを書きました。どんな環境に生まれ育っても、心身・社会的にどんな状況であっても、全てのこどもの生命・健康・衣食住が守られて、ひとしく健やかに育ち・育ち合い、学ぶ機会とそれらの質が保障されている。質の保障が非常に大事だということをこれまでも様々御意見をいただいています。

左下ですが、「こどもの声（思いや願い）が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている」ということで、乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れていき、この会議にもお越しいただいた映画監督の豪田監督からの、こどもかいぎのお話なども含めて、ずっとそういったお話もいただいています。こどもの年齢、発達程度に応じて、発せられるこどもの声が聴かれ、その思いや願いが受け止められ、主体性が大事にされ、「こどもにとって最も善いことは何か」が考慮されていくことが大事ではないかということです。

右下です。「子育てをする人がこどもの成長の喜びを実感でき、それを支える社会もこどもの成長と一緒に喜び合える」ということで、身近な保護者・養育者が安心と喜びを感じて子育てできることが非常に大事ですし、子育ての様々な状況を社会と安心して共有できて、十分支えられているので、成長の喜びを実感できて、それを社会も一緒に喜び合えることが大事かと思って書きました。

2枚目ですが、これは1枚目よりも前に来るようなものかもしれませんが、乳幼児期のこどもたちはどういう状況にあるのかを、足りない点もあるかと思うのですが、書いてみました。こども目線で書いてみたのですが、「安心したい」「満たされたい」「関わってみたい」「遊びたい」「認められたい」と。安心できること、それから、満たされていくということから始まって、関わる、遊び、それでまわりや社会にも認められていくという生活ができていくようなイメージで、これは発達段階に応じてということになるかと思っています。

「安心したい」、身近な人にくっついて、繰り返し抱っこ、触れ合うというところから始まって、「満たされたい」は、「食べたい」「寝たい」「清潔」、思いや欲求を自分のペースやリズムに合わせて満たしてもらうことで心地よい生活のリズムができてくるのではないかと。次に「関わってみたい」は、多様な人や社会と関わることで、それぞれの違いや個性があることで、これまでの議論の中で随分お話もいただいています。こども同士の関わりの中で様々な感情を経験しながら、関わり方が培われます。次に「遊びたい」は、様々な環境の中、自分の興味の赴くまま夢中になって遊んで、自然や文化に触れて、体験して、感性が育まれます。次に「認められたい」は、周囲の人にありのままを受け止められ、自分の存在、ペースを認めてもらうことで、自信がついてくる、他者への理解や優しさにつながっていくということで、乳幼児期のこどもの育ちは、心身の発達を図りつつ生

涯にわたる人格形成の基礎となる大切なものではないかということを考えました。

3枚目です。「こどもの育ちの基本的な考え方」ということで、これもよく御相談していきたいと思っていますが、ほかにも幼稚園教育要領、保育所保育指針等々の指針がありますが、それらも大事にしながら、これまでもある大事なものと併せまして、全てのこどもたちに、身体、心、社会（環境）の全ての面での育ちを保障していくために、時期を問わず全ての人と共有したい基本的な考え方ということで、2つ、左と右の図を考えました。真ん中には1ページ目にあった身体、心、社会（環境）の図を描きました。

左側の図ですが、「安心」、「挑戦」と書きましたが、安心の土台・安全な居場所がまずあって、それから、遊びを通して外の世界に向かっていく、挑戦していくことなどを繰り返していく中で、循環しながら少しずつこどもたちが心も含めて成長していくのではないかと。それから、右側の図ですが、1人おこさんを入れてみましたが、こども目線で見たときに、自身から一番近いところにまずは「保護者・養育者」の方々がいて、「直接接する人」がいて、「過ごす空間」、「地域の空間」、「施策や文化」と順々に遠くなっていくという考え方もありますし、「こども」と書いたところの円の上の方をくっつけて工夫しましたが、状況によっては一番外の円であっても、こどもと近接していることもあろうかと思います。どのように表現するかですが、人という観点で考えますと「保護者・養育者」、「直接接する人」、「こどもを見守る人」、「地域社会を構成する人」、「社会全体の環境をつくる人」という形で考えましたし、空間ということについては、公園や自然環境も含めました。どう表すといろいろな方に理解いただくのかについて、ぜひ御意見をいただければと思います。

前提となる話としまして、真ん中に書いたのですが、前回のヒアリングでもお話もいただきました愛着形成ということが何よりも大事になりますので、保育者など直接接する方が気づくことができるわけなのですけれども、保護者や養育者の方だけではないのだということも訴えてまいりたいと思います。こどもが怖くて不安な時に周囲の方々が受け止めて、その感情を立て直して、安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台ということ、これが心の発達や非認知能力の前提となって、生涯にわたる心身の健康や心理社会的な適応性にもつながっていくことが考えられます。「その感情を元通りに立て直し」と書きましたが、本日御欠席の高祖委員から「その感情を立て直し」でも十分文意は通じるのでは、という御意見もいただきました。

左側の図です。乳幼児期の愛着形成の正しい理解、その育ちのプロセスにおける重要性に関して、これまで全ての方とうまく共通認識ができていた部分もあったと思いますが、そうではなかった部分もあったのでは、ということがあります。安心と挑戦の循環を保障するための考え方を、全ての人と分かりやすく共有することで、心の発達を保障していくことができればと思いますし、右側の「こどもまんなかチャート」の図でいうと、こどもを真ん中に置いたときに、直接、間接両方で、全ての方がどういう立ち位置で当事者となり得るのかということが、これも近い図はあったのかと思いますが、見える化が十分では

なかった面もあったのかとも思いまして、「こどもまんなか」の視点で分かりやすく整理してみたらどうかということで作ってみたものです。

4枚目です。「誰に何を共有したいか」を整理した指針の具体的な事項ということですが、実際には、今後の指針の策定そのものは、まだまだこれからにはなりますが、この具体的な事項の整理の方針としまして、こどもたちにとってどんな時期に何があるといいかを考えやすくする観点から、この真ん中にありますが、「社会全体全ての人」がまずあります。「妊娠期」、「乳児期」、「概ね1歳～3歳」、「概ね3歳～幼児期の終わり」、架け橋のような形で「小学生」、「中高生・若者」につながって行って、さらにぐるぐると回っていくような、こどもと直接関わる機会のない方も含めた取組を考えています。それぞれに章立てをしてみて、生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて、切れ目なくこどもの育ちを保障するための具体的な考え方を全ての方で共有して、どうつながっていくのかも共有できるといいと思ってみたい、ここは具体例がなくて分かりにくいかもしれないのですが、それぞれの章立ての中で先ほど来出てまいりました身体、心、社会（環境）の視点を共有したり、安心と挑戦の循環による先ほどの育ちのプロセスの共有でありました、3枚目の右側ですね。誰にどんなものを共有したいのかを整理した具体的な事項を示すことで、より分かりやすいものにつなげていければと思います。

最後が一番下の「指針の考え方の実現に向けた政策課題（案）」と書きましたが、この懇談会としては今年度までになるのですが、指針策定にあたって一定の取りまとめをいただきまして、来年度、こども家庭庁が発足して、こども家庭審議会ができますと、こちらで議論を進めていく形で、その中には例えばこれまでも御意見の中では未就園児の方々の対応もあるでしょうし、就学前の教育や保育の質保障も十分考えられるという様々御意見もいただいていますので、こういったこともどのような形でつなげていくのかを、ぜひ御意見を後々いただければと思っています。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。分かりやすく説明をしていただけたので、御意見を出しやすくなったのではないかと思います。

それでは、御意見をいただきたいと思います。まず坂崎先生、その後、今日は水野委員が2時で御退室ということなので、水野委員、お願いします。

それでは、お願いします。

○坂崎委員 坂崎です。よろしくお願いします。

質問と確認をして、中身の意見はもう一度後程話をさせていただければありがたいです。どうしてもこの仮称の「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」という言葉が、そうすると例えば「就学前こども指針」のような名前になるのかと勝手に考えているのですけれども。3ページ目の「生まれる前から幼児期までの『こどもの育ちの基本的な考え方』」という書き方と、私たちが今、行っている指針の内容と仮称とが少しずれている。「就学前～指針」というところ、これはほかの審議会や指針との関係でこういう名前なのでは

うか。今頃になって聞くのはおかしいのですが、ずっとやってきているのですけれども、就学前こども指針という名称が望ましいのかがよく分かりませんということが一つ。

もう一つは、ここは事務局のほうに、最後のほうでこども大綱や要領、指針、架け橋との整合性みたいなことについてお話があったのですけれども、こども基本法ができてこの指針が、こども大綱と一緒に大体これがまた進められていって、それが要領や指針や架け橋の上になると言う基になるような形になっていくという理解でいいでしょうか。2点をまず確認してから中身のお話をお願いします。

○秋田座長 大事な点をありがとうございます。

事務局のほうでお願いいたします。

○鍋島参事官 まず私からお話しさせていただければと思います。

非常に大事な点をありがとうございました。最初の点ですが、ちょうど1年ぐらい前になるのですが、令和3年12月にこども家庭庁をどういう考え方でつくっていくのかという基本的な方針が閣議決定されました。その中にこども大綱をつくっていくということ、この就学前の基本的な指針をつくっていくことが出てきましたので、いったんそれを活用させていただき、仮称はついていますが、この会議名にさせていただいています。ただ、ずっとこの会議を行っている中で、幼児期ということを大事にしたらいいいのではないかと秋田先生をはじめいろいろな先生からもお話をいただいたりしていますので、最終的にどのような指針の名称にするのかは、できるだけ多くの方に分かりやすいような名称が考えられればと思いますので、それも含めてまたぜひ御意見をいただければと思います。

架け橋との関係は、先生のお話しのとおりですが、文部科学省をはじめ関係省庁の方々が、幼児期から小学生のところの架け橋を非常に大事にされています。大事な考え方としてありますので、この図にも表してみたのですが、今回のこの指針を策定していく中で架け橋期を大事にして、現状ある幼稚園教育要領、保育所保育指針等々との関係もつなげていけるように考えていきたいと思っておりますので、どういう形で今後の指針の策定に位置づけていくのが分かりやすいのかについては、またぜひ御意見もいただければと思います。

○長田審議官 1点目の関係で若干経緯的なことも含めて補足をさせていただきますと、一昨年末の基本方針をまとめる際に、義務教育以降と違って就学前というのは、こどもの育ちの場所が幼稚園であったり、保育園であったり、こども園であったり、はたまた在宅で育つお子さんもいらっしゃるという中で、こども家庭庁はどこに通っていても、あるいはどこにも通っていなくても、全ての就学前のこどもの育ちにしっかりと関わっていく、そういう省庁であるといった観点から、特に就学前にフォーカスを当てた就学前の全てのこどもを通じた指針をこども家庭庁の下で作っていくという方針が示されたという経緯がございます。

○浅野審議官 2点目につきましては、まさに今、先生方に生まれる前から幼児期までの時期についての御議論をいただいておりますけれども、一方で、こども大綱については議論

を並行して少しずつ始めておりますので、当然まとめていく時期は4月、こども家庭庁が設置された後に、名前はどうかあれですけれども、基本的な今の指針とこども大綱についてまとめていく過程の中でそこをうまく連結させるような形でしっかりとまとめて、それぞれ連携してまとめていく形になると思います。

○秋田座長 御説明をありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、御意見をいただくということで、まず水野委員、オンラインになりますが、よろしくお願いいたします。

○水野委員 皆様、お疲れさまです。

まずはすごく資料が分かりやすくなったと感じております。その上で、1点質問と1点意見という形で述べさせていただきます。まず1つ目、質問なのですが、1枚目の「本指針の目的」のところでは、こちらの一番下の下線に「全てのこどもの権利の擁護と将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現」という形で表記をされておりますけれども、これはニュアンスを読み取っていけばいわゆるウェルビーイングのところを述べられているのかと感じたのですが、これはWHOの憲章の前文や厚労省の定義から考えてもそのニュアンスで受け取るのですが、あえてウェルビーイングという言葉を使わないのは、何か大綱との兼ね合いがあるのか、はたまた今後ウェルビーイングという言葉自体を使わないで置き換えていく方針なのか、まず前提のところをお聞かせください。

○秋田座長 事務局のほうでお願いいたします。

○鍋島参事官 ありがとうございます。

おっしゃるようにウェルビーイングにつきまして、ずっとこれまでも御意見もいただいておりますので、イメージはしているのですが、いったん本日の会議資料では、この「幸福な生活を送ることができる社会の実現」と書かせていただきました。どういう書き方が、一番こどもたちや全ての方々にも分かりやすいのかという観点で、引き続き御意見をいただければ大変ありがたいと思います。

○秋田座長 ありがとうございます。

では、御意見をお願いいたします。

○水野委員 次に、意見なのですが、「全ての人で共有したい理念」の左下のところにフォーカスを当てて全体的な意見を言わせていただきます。こちらは「こどもの声が聴かれ、受け止められ、主体性が大事にされている」というところなのですが、いわゆる意見表明権のところかと思うのですが、ここで私が感じたのは「『こどもにとって最も善いことは何か』が考慮されている」という表記なのですね。この「こどもにとって最も善いこと」は果たして何だろうかと考えたときに、例えば私は昔、海外の支援をしていたときに、とある国の途上国のこどもたち、乳幼児にすごく虫歯が多かったのです。何でこんなに虫歯が多いのかと確認していったら、こどもが泣いたときにすぐ甘いジュースを与えていると。親はこどもが泣いているからかわいそうだからジュースを与えている。

しかし、私の視点でいうと、こんなに虫歯がたくさん出たらこどもは大変だろうなという視点が当然出てくる。つまり、こどもの最善とは何かというこの問いは、かなり難易度の高い問いではあるかと感じるのです。

ですから、今後こどもに関わるまたは関わらない全ての人たちが共有する理念としては、ここの表記をもう少し具体的に言ったほうがいいのかとは感じるところです。例えば、義務教育の目的のところには社会で自立的に生きる基礎を培うと書いてあるのですね。前の会議でもお伝えしたように、就学前指針というすばらしいものが結果としてできたとしても、その後の就学後の学習指導要領や学校教育系の法律との新たな溝や壁にならないかが個人的な心配なところでして、就学前と就学後ののり代部分で、その要素として、文言として、自立のためであるとか、自立を目指すというニュアンスがもう少し含まれていればいいのかとも感じました。

ただ、この辺りは就学前に限った議論というところを第1回目でもお伝えいただきましたので、これ自体は問題ないと思うのですが、結局就学前がある以上、就学後を想定しないといけませんので、その辺りを考えたときに、この意見表明権自体は本当にすばらしいことだと思うのですが、変な誤解が生まれないようにというところが気になったところで、意見としましては、この自立というところも一つポイントかと感じました。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、順に名札を立てていただくなり、オンラインの委員の方は挙手をいただいたり、お願いできますでしょうか。

堀江委員、お願いをいたします。

○堀江委員 ありがとうございます。

すごく丁寧にまとめていただいて、しかも、こどもと日常的には関わらない方にも分かるような形でまとめていただいたというところで、すごくすてきだとまず思いました。ありがとうございます。

私からは3～4点ほど意見に近いところであるのですが、まず理念のところなのですけれども、あえてこのようにされているのかという感覚もあるのですが、太字のところ長い文章になっている部分もあるので、結局これはどのことを言っているのかが分かりづらい部分もあるのではないかと思います。そういった意味でぼやけてしまうところ、逆にあえてぼやかしているのかもしれないのですが、例えば「全てのこどもが一人一人個人として」という一番左上だともしたらこどもの権利保障のお話かもしれないですし、右のところ、こどもの安心・安全というところは「こどもの安心・安全や育ちの質」と思いますし、左下のところは「こどもの声」。右下は「こどもに関わる人への支援」のような点かと思えます。それが書いていないと、結局誰に何を、何を守るものなのかが分かりづらい、特に関わっていない方には分かりづらい部分があるのかというところを印象として感じました。先ほどの水野委員からのお話にありましたけれ

ども、こどもの声のところ、すごく重要な視点だと感じまして、「こどもにとって最も善いことは何か」というところに「自立」を入れていただきたいというお話がありましたけれども、国が書くというところでいくと「社会的自立」みたいな点を書いていってもいいのかと。もちろん社会的自立って何だろうとか、そもそもできないと駄目なのかみたいな議論にもなるかもしれないですけども、そこは1点目として感じた部分でございました。

2点目、3枚目のところですかね。「こどもの育ちの基本的な考え方」になりますけれども、こどもの安心プラス挑戦というところと、この安心を2枚目のスライドでもすごく丁寧に書いていただいて、これは本当に人間にとってとても大事なところで、むしろこれはこどもだけではなくてみんなにとって大事なのだよということを本当に伝えていきたいと思いますし、それを伝える上ですごくすばらしいものだと思います。その上で、感じたところは「こどもまんなかチャート」の右側の意見になるのですが、細かい部分にはなりますが、こどもに関わる方の一番下、「社会全体の環境をつくる人」というところで、ざっくり政策に関わる人、企業やメディアなどみたいな感じになってしまっている部分はあるのですが、政策に関わる人もそうですし、「まちをつくる人」という点も加えても良いかと思いました。アメリカのポートランドなどだとこどもを真ん中にしたまちづくりということで、交差点のつくり方といったところまで配慮されていたり、ごみの処理なども考えていたりみたいなところで、まちをつくることはすごくこどもに関わるところ、むしろ直接関わるところなのではないかと思います。そういったところを入れていただいたり、企業、メディアもすごくざっくりとしていて、企業も「親の働く企業」はかなりダイレクトにそもそも働き方みたいなところでいくと関わってきますし、こういったことを前提に捉えていただくというところはむしろ会社の方には知っていただきたいという意味でいうと、「社会全体の環境をつくる人」というところにももう少し追加していただけるとありがたいというところを感じました。それが2点目になります。

3点目では、最後のページで「誰に何を共有したいか」というところなのですが、先ほどからの議論にもありましたが、今回は生まれる前からというところをかなり重点的に皆さんもお話しいただいたかと思っております、その中で以前からお話しさせていただいている「親になる前」という部分はぜひ書いていただきたいと思っております。妊娠期が親になる前でしょうと思われるかもしれませんが、妊娠期は妊娠が判明してから8か月程度しかありません。その中で全部をインプットするのはまず無理という状況がありますし、こどもにとっては自分が大人になっていく、社会に出ていってこどもと関わる人になっていく、直接関わる親になっていくという意味で、親になる前というところに関しては生まれてくるこどもたちにとってもすごく重要なポイントだと支援をしても感じています。ですから、右側の「妊娠期」の前に「妊娠期・親になる前」とするのか、左側のところで「小学生」「中高生・若者」になっているのをもう一個丸を追加して「若者」ではなくて「大人・成人・社会人・親になる前」みたいな感じにしていけるのかを検討していただきたく思います。この図を見ていると右側が厚労省寄り、左側が文科省寄りな

のかということは何となく感じ取ったりしたのですが。どちら側に記載するのが良いのか分からないですが、親になる前というところに関して、全ての人を考えていく上ではやっていただきたいと思います。もちろん親になる人もならない人もいるしというところもあると思うのですけれども、明確にそこを書いていかないと、この少子化は本当に変わらないので、日本の国としてそのところにおいても重要視しているのだよというメッセージも含めて、ぜひどちらかに入れていただけるとありがたいと感じております。

以上になります。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 ありがとうございます。

今のいただいている御意見にもつながると思うのですけれども、全体的に拝見していて、乳幼児と大人という関係で考えられていますが、私がお伝えしたいのは、乳幼児期から小中高大と経て大人になっていくので、その学種を超えて異年齢での関わりという視点が必要だということです。こどもと大人の関係でなくて年の離れたきょうだいというような、要するに、例えば資料の2枚目という乳幼児から大人になってくるその成長のプロセスの中における育ち合いもあるということです。育ち合うというのは、こどもが育ち合う、大人も育ち合う、それから、こどもも小学生が乳幼児と育ち合っていくというようなことを、この異次元の少子化への対策をしていく上で省庁も超えていくとすると、そういう子どもが大人になっていくプロセスの中で乳幼児に親和性の高い大人になるためのつながり方が必要だと思います。そういうイメージや図にならないかと思います。3枚目の図も小中高大とのかかわりの位置づけが見えにくいので、工夫して表現いただければありがたいと思います。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、明和委員、オンラインでお手が挙がっております。よろしく願いいたします。

○明和委員 明和でございます。本日は大雪のためオンライン参加に切り替えさせていただきました。

まず、この資料を拝見しまして、本当に御苦勞なさって文言を丁寧を選び、組み立てられたのだなと感じました。感謝申し上げます。私がとくに感銘を受けた点は、冒頭にあります「こどもと日常的には関わる機会がない人も含む全ての人」のmatterであることを、しっかり明文化いただいたところだと思います。これは、日本の子育てにおける歴史を振り返りますと、非常に大きな転換点になるのではないかと感じます。

ここからは脳科学、心理学の専門的知見をふまえて、少し気になる文言について、3点ばかりお伝えさせていただきます。まず、水野先生から御指摘がありました「本指針の目的」にある幸福の中身、についてです。「ウェルビーイング」という表現は便利すでに

かなり手あかがついた表現なのですが、私ども脳科学者、心理学者はその定義のあいまいさに使うことをためらうほどです。ウェルビーイングは、それぞれの人によって異なります。例えば、苦しい病気とともに生きておられるも、日々幸せを感じることはあるわけですね。この言葉を、簡単に使ってしまった方がいいのかと正直感じています。むしろ「心身が健康な生活を送る」、このぐらいの表記にとどめておいていただいたほうが分かりやすい、そのために何をなすべきか、が考えやすいと思います。

2点目です。「全ての人で共有したい理念」の左上についてです。「『こどもだから』と差別されず」と書いてありますが、これは正確にいうと間違いだと思います。「積極的な差別化」が必要となることもあります。例えば、こども期の脳の発達は大人のそれとは全く異なる、こども期の脳は環境の中で大きく変容していくことなどを考えますと、そもそもこどもと大人は全く異なる存在です。つまり、こどもを大人扱いするとか、大人と同じように権利を保障するという見方にとどまらず、こどもであるからこそ個別化、差別化しなければいけない部分があることを、もう少し工夫して表記いただくことが大事だと思います。健全な差別化、とでもいうべきでしょうか、その辺りを御勘案いただきたいです。

3点目です。3ページ目、向かって右「こどもまんなかチャート」の「こども」と書いてある箇所にこどものイラストが入っていますがけれども、ここに、できましたら妊婦さんのおなかのなかにお子さんが宿っている、そうしたイラストも入れていただけると妊娠期から子どもを守るという理念がより明示されると思います。

このページについて、さらに重要なこととして、愛着形成をキーワードとして本ページの真ん中にすえていただいている点はすごく素晴らしいと思います。ここでの表現で少し気をつけなければならないことがあります。ここに明示されていますように、「安心と挑戦」の循環こそがこどもの脳と心を健全に育むのです。つまり、安心ばかり提供しては、こどもたちにとってふさわしい環境とはいえない。こうした点をふまえますと、真ん中あたりに「こどもが怖くて不安なときに周囲の大人がそれを受け止め、その感情を元通りに立て直し」と書いてございますが、元通りに立て直してはいけないのです。つまり、不安、怖い、でも冒険したい、チャレンジしてみたい。そのときに、養育にかかわる者は大丈夫だよとくっつき、支える、私の言葉で言いますとホメオスタシスの崩れを外側から安定化させる役割を果たす。これがあって初めて、こどもはさらに新たな世界に挑戦していくことができる。こうした環境提供の土台となるのがアタッチメントです。そうした意味において、「感情を元通りに立て直し」ではなく、「その感情に寄り添い」などのニュアンスにとどめておいていただいたほうが妥当であると感じます。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

続きまして、秋山委員、お願いいたします。

○秋山委員 秋山です。

おまとめありがとうございます。私は4点ほど意見を申したいと思っています。

「本指針の目的」で「こどもの心身の健やかな育ちを保障し」というのはこれまでもず

っと述べられていたことで、今回「幸福な生活を送ることができる」と、ここを加えていただいたことが大きな前進ではないかと思っていますので、「幸福な生活」はぜひ入れておいていただきたいと思います。それを考えれば、次の「全ての人で共有したい理念」のところで、右上ですね。全てのこどもが安心、そこで「生命・健康・衣食住が守られ、ひとしく」とありますが、「ひとしく幸福で健やかに育ち」と入れていただくと、ここにも幸福が生きてくるのではないかと思います。

次に、2 ページ目です。この「乳幼児期のこどもは」というところで「遊びたい」がありますが、「遊びたい・学びたい」も入れてはいかがかと思いました。「学びたい」を入れると過度に幼児教育に走ってしまうと思われがちですけれども、こどもたちには学びたいという欲求があるのではないかと思います。「遊びたい」だけにしてしまうと、今度は就学前に文字を教えてはいけないという極端なことにもなりかねないので、「遊びたい・学びたい」の表現があってもいいのではと思います。

それから、「認められたい」のところなのですけれども、今、褒めて育てるというのが主流だと思いますが、そこがどうしても伝え切れずにいます。認めてもらうということは褒められることで認めてもらえているのだという実感が出てくると思いますので、どこかに「褒められる」という文言が入らないかと思います。

最後の4 枚目です。本当にこの愛着形成を今回しっかりと説明してくださったのでよかったと思います。そうしたら、この「章立ての中で」というところの「安心と挑戦の循環による」の前に、「愛着形成を基盤とした中で安心と挑戦の循環」と持ってくると、愛着形成の重要性がさらに増すのではないかと思います。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、柿沼委員、お願いします。

○柿沼委員 資料のまとめ、ありがとうございます。大変分かりやすくてすばらしい資料ができたと思って感心しています。どうもありがとうございます。

その上で何点か、まず1 点目は質問なのですけれども、3 枚目の「こどもまんなかチャート」のところで、本当に細かいことで、きょうだいというのは親族やこども同士に入るのか、保護者・養育、双子の場合はどうなのだろうといろいろ考えてしまったのです。きょうだいはこどもが育っていく上で非常に重要だったり、特に双子の子は一緒に育っていくような感覚があるので、この辺りはどこなのかと実は思ったのが1 点目の質問です。細かなことで申し訳ありません。気になったので、そこは1 点目です。

ここからが少し意見なのですけれども、1 枚目の「全ての人で共有したい理念」のところで、本当にこどもの成長と一緒に喜び合えることがすごく大事だと思っているのですが、ここで一つ「こどもの誕生と成長の喜び」みたいに「誕生」を入れていただくと、こどもが誕生したことを喜んでもらえる社会になるのかというのが一つあります。ですから、ここのところをもし入れられるのであれば、「こどもの誕生と成長を喜ぶ」、また「こ

どもがいてもいなくても、こどもがいること、生まれることを幸福とを感じる社会」と。私も年が明けて少しいろいろ考えて、少子化対策の話が出たりしていったときに、この少子化の中で、少子化はもちろん大変なことなのではけれども、一方で、こどもの幸福度みたいなものが先進国の中でもかなり低い状況になっていると。だから、幸福ではないこどもが増えてもいいのかとか、そうであれば、まずは少ない人数でも幸福な社会を目指し、同時に少子化に歯止めをかけるといったほうがいいのかとか、いろいろな思いをもってしています。ですから、ほかの委員も言われたように人によって幸福の感じ方は違うと思いますので、こどもやこどもを育てる大人たちが幸福とを感じるものが大事なのかという感じがあるので、少しそんな言葉も入ってもらったらいいかと。

4枚目のところであれば、今、お話ししたように、こどもが自分にもいなくても、社会にこどもが生まれてこどもがいることを幸せとを感じる社会がすごく大事なのだと思っていて、若者でもこどもを産む産まないという選択をするときに、何となくこどもを持つことが大変なことだったり、あまり幸せではない感じがしたりするので、こどもを持つ人も、社会の人も社会にこどもがいることはすごく幸せな社会なのだよということを感じられるような指針になってもらったらいいかと思うので、少し「こどもがいることを幸せとを感じる」「いてもいなくても幸福とを感じる社会」みたいなものがあると、それは幸福の感じ方も多様でいいでしょうし、いろいろな状況にある人もその生活の中で幸福だと感じる社会を社会全体がつくっていくような指針になっていけたらいいかと思います。

少し長かったですけれども、意見です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

1つ目の御質問は、事務局、いかがでしょうか。

○鍋島参事官 柿沼先生、ありがとうございました。

御指摘いただいた3枚目の「こどもまんなかチャート」の「豊かな社会（環境）をつくるために考え方を共有したい人」のお話だと思います。こどもを養育している人という「保護者・養育者」と書かせていただいた下に、「直接接する人」として書いています。お話しいただきましたきょうだいについては、こども同士や親族と書かせていただきましたが、双子のお子さんをはじめきょうだいの方々も非常に大事なことでと思います。ここでは文章量もあり、こども同士の中にごきょうだいは読み込んだつもりですが、一人っ子のお子さんもいらっしゃる様々かとも思ったりしまして、どういう表現が一番分かりやすいのかをまた御意見をいただけますと大変ありがたいと思います。以上です。

○柿沼委員 ありがとうございます。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、安達委員、お願いいたします。

○安達委員 本当に分かりやすく取りまとめいただきまして、ありがとうございます。

私から数点です。まず言葉の表現なのではけれども、「こども基本法の概要」の「目的」のところでは「こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず」という表記がさ

れております。全て共通しなくてもいいのかもしれませんが、例えば「本指針の目的」のところが「置かれた環境や心身の状況」と逆に書かれていたりしております、できれば統一されたほうが読みやすいかと思いました。

2点目ですけれども、「全ての人で共有したい理念」のところで、御意見が出ていますのでこの辺はまた文言が修正されるのかと思いますが、「配慮すべき背景・特性の有無」とありますが、あるなしということではないのかと思いましたので、先ほどの御意見も含めまして、この差別というところの全体の文言をまた御修正いただければありがたいかと思いました。

2枚目のところなのですけれども、「乳幼児期のこどもは」というところで、こども基本法の「基本理念」のところでも「愛され保護されること」ということが書かれております。これ全体を通すと愛されているということにもなるのかもしれませんが、こどもとしては愛されたいといった基本的な気持ちは大切にしたいかと思いますので、「満たされたい」というところに「食べたい」「寝たい」「清潔」、いわゆる衣食住のことだけではなく愛情を持ってそういったことに満たされたいという意味で、どこかに「愛されたい」という文言を入れていただけたらいいかと思いました。

それから、4枚目のところで、これは少し私の専門性からなのかもしれませんが、それでも、「妊娠期」のところ、お子さんの目線でいうと胎児期に当たるわけなので、できれば「妊娠期（胎児期）」ということで、お子さんであることがもう少し明確に書かれるとより分かりやすいかと思いました。

私からは以上です。

○秋田座長　ありがとうございます。

それでは、オンラインで奥山委員、お手が挙がっていると思います。どうぞよろしくお願いします。

○奥山委員　ひろば全協の奥山です。

私からも3つほどお話ししたいと思います。一番初めに「就学前のこどもの育ち」という表現と、妊娠期からというか「生まれる前から幼児期」という表現との関係なのですが、検討するなかで私たちも「生まれる前から幼児期」というところを非常に意識してきたと思っております。有識者からのヒアリングなどの報告が今日まとめてありましたけれども、20枚目の最後のヒアリングのところにも、一番下のところに「『就学前』という表記は、就学までの準備期間のように感じ、違和感を覚える。乳幼児期の重要性を表現できるような言葉になるとよい」ということもありました。どこかの時期の前とか後とかそういうことではなくて、私たちはこの時期「生まれる前から幼児期」についてまとめたというような方向性がすごくしっくりするなと皆さんといろいろ話し合っている中で感じてきたことでございます。

そして、私から2つ目としては、2ページ目のところです。「乳幼児期のこどもは」のところなのですけれども、「関わってみたい」のところで、「関わってみたい」の初めに

「多様な人や社会と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づく」となって、その次に「こども同士の関わりの中で」となっているのですけれども、順番としては「こども同士の関わりの中で、様々な感情を経験しながら、人との関わり方が培われる」のほうが先ではないかと思ったのです。その後で「多様な人や」というところと、次の「社会」というものが難しいと。いきなり広い概念になっているので、これは「社会」でいいのか、それとも「多様な人と関わることで、それぞれの違いや個性があることに気づく」なのか、ここはどこに焦点化するかという確認が必要かと思いました。ここでは多分特性のあるお子さんも含めてどういう方でもというニュアンスと、小学生、中学生、高校生とか、あとは年配の方も含め多世代という、そういう人たちも今回は多くの人たちが含まれていると考えますと、その順番も少し配慮していくことが必要ではないかと思いました。

3つ目は、3ページ目の「こどもまんなかチャート」です。とても工夫されて御苦労されてお作りになったものだと思います。右側が人に焦点化をしていて、図のところは空間が途中で入ってくるのですね。これは「こども」があって、「保護者・養育者」があって、「直接接する人」と、その後、人に焦点化しているところから急に空間となるので、色分けをすとか、色を変えるとか工夫が必要ではないでしょうか。「過ごす空間」や「地域の空間」や「施策や文化」のところについては、前回公園のようなものも全部入っているとはお聞きしたのですけれども、こどもに関わるもしくは関わらなくてもいいのかもしれないのですが、少し空間のイメージが分かるものもこの円のほうに入れる。図にすればいいのか、文言でいればいいのか、その辺は分からないのですけれども、そういうものを入れるとまたさらに分かりやすくなるのではないかと思います。

最後に、これは私もどのように入れたらいいのかというところがあるのですけれども、いろいろな世代の人たちと関わるということや、それが今回こどもに直接関わらない人たちも視野に入っているといたときに、その人たちがこどもに関わるということがこどもにとってどういう意味があるのかが見えたほうがいいと思いました。子どもと日常的に関わる機会がない人がこどもに関わる理由ですが、そういう人たちが関わるということが、私はこどもが社会に対しての信頼感を持つことにつながるからだと思います。こどもに直接関わらない人たちもこどもに関わるのが小さい子どもたちにとって社会への信頼につながっていくということが、どこかニュアンスとしてここに含まれていますということであればいいのですが、そういうことを打ち出すことで自分たちの関わりに意味があることを社会にアピールできたらいいいのではないかと思います。

以上です。

○秋田座長　ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員　吉田です。

おまとめをありがとうございます。複雑で様々な観点から意見が出る中でこうした資料を作るというのは、かなり難儀なことではないかと思います。そういう中で一つ一つ整理

しながら落とし込まないといけないと思いますし、また、だからこそ、役人の方だけでこれをまとめてもできないことですし、こういう場を通してもっと精度を上げていくというか、感度を上げていくことが必要ではないかと思いますので、微力ながら発言をさせていただければと思っております。

まず最初、明和先生も御指摘されたところではありますが、冒頭の「こどもと日常的には関わる機会がない人」が入ったというところは大変意義があることかと思っております。ただ、これはこれからの課題ではあると思いますが、この文言が入ったからどう届けるのかというところが重要で、向こうから拾ってくれるわけではないので、伝えていくべき全ての人というところで、ただ投げっ放しではなくて届ける責任が出てくるかと思しますので、逆にこういう文言を入れたからなおさらそういった届ける意義、指針ができたときの、指針という言葉自体もなかなか届きづらいものになってくるかと思うので、そこら辺も見直していくことが必要かと思いますが、そこら辺も含めて投げっ放しにならないようなものにしていかなければいけないと思いました。

続きまして、1 ページ目の「全ての人で共有したい理念」の右下の枠ですけれども、細いゴシックのところの中段に「保護者・養育者が、子育ての様々な状況を社会と安心して共有でき」という表現があるのですけれども、表現的に違和感があったというか、「社会」というところ、ここに全ての人という意味を負わせて表現しているのだろうと思いますけれども、「社会」といったときにそれが自分のことなのかなかなか認識しづらいところはあると思いますので、そこら辺の文言は、もし表現を変えたとしたら「子育ての様々な状況を全ての人と安心して共有でき」などという形にしたほうがいいのではないかと思います。自分ごとにならなくて落とし込めるかというところなので、そういう表現は非常に一つ一つ大事になってくるかと思えます。

左上の枠のことなのですけれども、これは僕の国語力もあると思うのですけれども、「全てのこどもが権利の主体」となっているのですけれども、認識として、もちろん権利の主体というか、持っているものという認識でいいとは思っているのですけれども、それを届けるときに「全てのこどもが権利の主体」と言われたときにすっと入ってくるかという、もうちょっと表現の方法があるのではないかと思ったので、意見として言わせていただきたいと思います。

次に2 ページです。「乳幼児期のこどもは」というところで、「満たされたい」というところなのですが、「食いたい」「寝たい」の次に「清潔にしてほしい」というものが来るのですが、イメージが湧きづらいというか、「食いたい」「寝たい」は当然分かるのですけれども、こどもがそこまで思うものなのかというところが僕の認識では、こどもはしつちやかめつちやかにしてやりたい放題やりっ放しみたいな感じの、そこで「清潔にしてほしい」とこどもが思うものなのかというところで、もし親側がそのように願うのだったらそれはそうだろうと思いますが、片づけなさいとか、いろいろあると思いますし、ただ「清潔にしてほしい」という思いがこどもの中であるものなのかというのが、この3つを

並列に並べたときに違和感があると感じたので、そこは整理が必要かと思いました。

3 ページ目の「こどもまんなかチャート」ということで、これも非常に苦慮したところではないかと思うのですが、セクターごとに人が分かれてしまっているような感じがするので、だけれども、正直、僕自身は保護者だけではなくて、もちろん放課後児童クラブを運営していて常にこどもに関わったりとか、当然PTAのことなどもやっていますので近所の人だったりもするし、逆に書く仕事もしているのでそういった意味ではいろいろ伝えるべきという立場もあったりするので、ここはこのように区分けしてしまうと、自分はそのセクターにいる人間なのだと思ってしまいがちになると思うのですが、そこをそう思わないような図にできないのかと。非常に無茶な注文だとは思ってはいるのですが、「全ての人」と言ったときの表現の中にそういう思いも込められないかと。僕自身もそれを作れと言われたらなかなか難しいところがありますが、先ほど空間のところは色分けという意見も奥山さんが話してくださいましたが、もうちょっと工夫する点が必要ではないかと思いました。

最後に、これは全体的な話で、もちろんこういった指針ということなので、これから進むべき方向を示すという意味合いでこの内容が盛り込まれているとは思っているのですが、現在あるべき課題についてどう向き合っていくかという視点も大事で、もちろん中にはそういった文言が書かれている場所もありますが、例えば僕自身ひとり親だったりだとか、貧困の問題だったりだとか、今、抱えている問題に対してどうアプローチしていくのか。この指針で、どうそこら辺を本当に全ての人たちにこれを見てもらうことで、少しでも前向きにして救ってあげられるようなものになっていくのかという視点をもっと盛り込めたらと。そういう人に本当の意味では届けたいと思います。様々な苦境にある人たちにとってこのもの自体が今は喜びというところには至っていないけれども、今、頑張ることによってその先の喜びを見つけることができるみたいな思いをしっかりとこの指針を通じて伝えられたらと思いますので、これも無茶なところだとは思っていますけれども、現時点のそういう課題などもどこかにしっかり表記していくことも必要ではないかと思いました。

以上です。

○秋田座長　ありがとうございます。

それでは、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員　2 回目ですみません。私はよくまとめられているということを前提に話をするので、1 ページ目の目的や理念がある程度、言葉の問題があるとは思いますが、こういうことも含めて委員の皆さんが全員理解をしていくということもそうですし、特に2 ページ目の「乳幼児期のこどもは」については、これはこれで全然問題はないような気がしますし、例えば「遊びながら学ぶ」とか「学びたい」というものがあってもおかしくはないし、ですから、どちらかというところできた文言を皆さんと一緒に少しずつ確認をしていく必要があるのではないかと思います。

その上で、全くとんちんかんな質問をするのですが、1 ページ目に身体と心と社

会（環境）の図があるわけです。多くの方々はこういうものを見るだろうと思うのですね。そうすると、3ページ目なのですが、この左側の挑戦、安心は多分心のことを書いているのですよね。右側の社会（環境）とチャートのこのくるくるの丸は、環境のことを書かれていますかね。なぜ黄色だったのでしょうか。小さなところは緑で大きなところは黄色だと、上の身体と何か関係があるように思いませんか。もしかすると、このように図で書かれると、秋田先生、大豆生田先生は、こどもたちの体のつくりや食育みたいなことについても専門家として物すごく知っているので書く必要はないかもしれませんが、一般の人の理解どうかとか、上に身体という図が隠れているのでしょうか。それとも、この2つでこの全体の小さな3つの丸を表しているということなののでしょうか。多くの大人の方々が見ていくときに、3枚目をよく見るのではないかと。そのときに、どうして色がずれているのだろうかとか、心の青とピンクは何かなとか、身体と社会（環境）が同じ色なのはなぜかと思ったりもします。

4ページ目はとても気をつけて作ったのだと思っていて、架け橋の部分とそれ以外のところをどのようにしていくのかというのもよく分かるような図、ここら辺はすごく難しいのですけれども、こういう図みたいなものがあって、「社会全体全ての人」が丸でない理由は何なのかとおかしな見方をするのですけれども、こういうイメージ図みたいなものが外に出ていくと大きいので、こういうものはどのように整理をしていくのかを少しお考えくださればと思います。

○秋田座長 お願いします。

○鍋島参事官 坂崎先生、ありがとうございました。

なかなか悩みながら作っていて、十分ではないところも多々あると思いますが、最後のほうにお話の幼児期と小学校の架け橋は、単純化してしまって橋にしていますが、どういう接続がいいのかということで接続期のようなものをつくることも考えてみましたが、本日の会議では橋にしてみました。ぜひ引き続き御意見をいただければと思います。

それから、最初にお話のことはおっしゃるとおりですが、こどもたちのチャートと身体の色が同じになってしまっているところはもう少し工夫が必要だと思っております。先ほど奥山先生がおっしゃったことも含めまして、色の使い方なども幾つかのカラーもできると思いますので、もうちょっと工夫してみたいと改めて思いました。

前回会議でのヒアリングで、五十嵐先生だったかと思いますが、たしかお話の中で特に日本は諸外国と比べて身体、体のところですね。こちらはどちらかというと優れているとか頑張っている部分ではないかというお話も伺ったものですから、どちらかというと心や社会（環境）に少し重点を置いて作ってみてしまった部分がありましたので、この辺もぜひ引き続き御意見をいただければと思います。ありがとうございました。

○秋田座長 それでは、稲葉委員、お待たせしました。お願いします。

○稲葉委員 すばらしい資料をまとめてくださって、本当にありがとうございます。皆さんおっしゃっていましたが、お時間がかかったらうなと拝読させていただいてい

ます。

そして、先生方のお話をお聞きしていて、さすがだな、気がつかなかったなというところが多々ありました。本当に皆さんありがとうございます。

これから議論されることなのかと思った素朴な質問、意見なのですが、こどもまんなか社会、本当に素晴らしいですね。こうして皆さんで集ってこどもたちの幸せのことをただひたすら考えていく。シンプルに私たちがやっていることはそれですね。本当に素晴らしい資料、気持ちをこどもに一番伝えたいと思うのです。「全ての人で共有したい理念」で、生まれる前から、お母さんになる前からの人にももちろん伝えたい。そして、こどもまんなか社会なのでこどもたち本人にこの素晴らしい、あなたたちを守りたいのだよ、あなたたちの幸せを祈っているよということを届けるには、こどもたち用の分かりやすい資料が必要なのかと素朴に思ったのです。それぞれこの4ページにあるように、全ての世代、年代ごとにこどもたちへのメッセージの仕方は変わってくると思うのです。例えば虐待されてしまっているこどもなどは、親に伝えても親からは伝わってこないし、情報を共有できないこどもたちにどうやって私たちの愛を届けられるのか、その議論はこれからなのですかね。

私なりに想像するに、こどもたちに届けるには公園に何かメッセージがあるとか、全ての人にこの気持ち、特に、こどもと関わっていない人たちに向け地域で一緒に育てていくにはどうしたらいいのか。こどもは親が育てるものだという思い込みが皆さんあると思うのですが、そうではなくて、この文言にも書かれていますが、親だけではなくて地域全体で育てていくものだよということで考えると、こどもたちがピンチだ、あなたたちを守りたいと思っているメッセージを届けられたこどもが、では、どこに行けばいいのと。親がいなくて、親自体が実はSOSの対象だという場合のこどもはどこに向かうのかというときに、例えばよく「こどもかけこみ」とかというステッカーが家の前にありますが、地域で育てていきます、ここに来ていいのだよというのが、こどもがSOSを出したいときに連絡する場所なのか、人なのか、地域なのか、こどもに伝えられたらいいなと思いました。私はこの素晴らしい資料を特にこどもに届けたいという気持ちになりました。先ほど先生方がおっしゃった届ける、投げっ放しにしないというその投げ方、こどもへの伝え方を考えていかなければいけないかと思います。

以上です。

○秋田座長 どうもありがとうございます。

それでは、加藤委員、お願いいたします。

○加藤委員 加藤です。

今日の資料の一番最後の緑色の政策課題の部分に関してなのですが、当初の御説明で指針のことと政策大綱はリンクしてより具体的なものになっていくという御説明をいただきました。大綱の頭出しということなのですが、施設関係者等がアップデートしていく仕掛けは大事にしていきたいです。現行、いろいろな事件、事故等も起きておりますけ

れども、アップデートできていないこととも関連します。それは行政から通知を出せば済む話ではありません。施設基準などのアップデートもありますけれども、そこで働く人たちのアップデートという意味での研修というものの位置づけは、ぜひ大事にお願いしたいと思っています。

もう一点、よりよくそれぞれの施設が質を向上させていくための望ましいやり方への評価というもの、それも一つの頭出しの要件とっております。現場にありますと、実は例えば第三者評価や学校評価という評価を使ったときに、厚生労働省が使っているサービス評価ということと文部科学省が使っている学校評価というのは違う概念、同じ評価という言葉を使いながら意味も尺度もみんな違う。ここはハイブリッドすべき部分だと思います。その辺りも論点にして進めていただければありがたいと思います。

○秋田座長　ありがとうございます。

それでは、堀江委員、お願いします。

○堀江委員　簡単な点なのですが、1点だけお話しさせていただきたいと思うのですが、先ほどの坂崎先生や稲葉委員、吉田委員からのお話があった中で、この構成の案や素案というところが今後最終的にはメディアになっていくという意識を持っていくのはすごく大切なことだと思ひまして、そのときに、マイノリティの方や課題のある方が自分のことを言っているのだと思ひていくビジュアルはすごく大切なのだらうと思ひました。今後変わってこられると思うのですが、この人型みたいな図も健常者だったり、写真も日本人が前提になっているような印象をすごく受けました。そうすると自分に関係ない指針なのかとか、そのように思ひてしまう可能性もあるのではないかと、委員の皆様のお話を聞きながら感じていたのです。最終化するところの部分だとは思ひていますし、全部が全部は入れられないとはもちろん思ひているのですが、多様な子たちがいるのだと。結構最近の教育テレビなども、（外国人やハンディキャップのある子など）本当にいろいろな子たちが参加をしていらっしやって、いろいろな子のためにある番組なのだと思うことなども親の視点から見ても感じます。ぱっと見ていろいろな人を対象にしているのだと思ひるものはすごく大切だと思ひましたので、それはもちろん関わる人の多様性もそうだと思うのですが、そういったことを感じました。

簡単ですが、ありがとうございます。

○秋田座長　ありがとうございます。

柿沼委員、お願いします。

○柿沼委員　先ほど吉田委員から2枚目のこどもの「清潔にしてほしい」のところの話があったので、確かにここのところは幼児教育、こどもの育ちのことを余り理解していない方から見るといろいろな意見が出るだらうと思ひたので、「乳幼児期のこどもは」のところに、これも秋田先生と大豆生田先生がいらっしやるので専門的にはお任せするのですが、例えばですけれども「乳幼児期のこどもは人格を持った一人の人間であるが、自分の思いや気持ちをきちんと表現したり、言葉にして伝えたりできないので」みたいなものがある

と、一人の人格を持った人間なのだというのと、自分の思いをうまく伝えること等ができないので大人がケアするところが必要と感じる。「安心したい」という思いを乳幼児期のこどもが言葉に出せなくても、子どもはこういう存在なのだよみたいなものがあると分かりやすいのかと思いました。ここにある言葉は全部大事なのですけれども、それを表現ができない存在なので周りの大人がここを気をつけましょうみたいなものが少し入っているだけで違うのかと思ったので、一つ意見です。

○秋田座長　ありがとうございます。

それでは、大豆生田委員、お願いします。

○大豆生田座長代理　ありがとうございます。

委員の皆様の意見をお伺いしながら、なるほどなとか、気づかなかった点がたくさん、発見がたくさんです。今回、工夫されてよかったと皆さんおっしゃっているように、まさに全ての人というところをかなり強調したところにあるということです。この作り方自体もそれを反映しているものというか、一般の方にどう見えやすくするかもかなり意識しているので、文言をかなりあちこち埋め尽くしてしまうよりも、どう的確な言葉で示すかに御苦労されてきた背景があるということでもあると思っています。

そうした中で、それこそさっきの「清潔にしてほしい」の文脈は大事なところかと思っています。こどもたちが外でいろいろなことをしたり、草を抜いたり、電車で少しどこかに乗ったたりみたいなことは物すごく責められる対象、スーパーで走り回っていることもそうです。そういうことがこどもの育ちのプロセスでもあるというか、その辺りのニュアンス、それが試行錯誤なのか、文言は難しいのですけれども、その辺りは私も入れ込んだほうが良いなと今の話の中でとても思った点です。

それから、先ほどの御意見の中で秋山委員がおっしゃってくださったような遊びと学びをセットでということが大事なのだと思うのですけれども、こども観の問題だと思うのですけれども、一つは守られる存在としてのこどもがベースになると同時に、権利主体としてのこどものニュアンスを見せていくときに、さっきの自立や自己実現などそういうニュアンスみたいなものも、もちろん限られた中でのポイントの見せ方としてどうするかはとても重要なことかとは思いつつながら、実際にどうするかは難しいなと思いつつながら見せていただきました。

取り急ぎ、私が今の流れから新たに気づかせていただいた点は以上です。ありがとうございます。

○秋田座長　稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員　ありがとうございます。

今、堀江委員がおっしゃってくださったことに併せて可能だったらのリクエストなのですが、本当にこの写真の中はすごくメッセージ性が伝わりやすいので、ここに多様性はあったほうが自分ごととして気づいて意識してもらえるのかと思うので、それぞれ写真はすてきなのですけれども、障害児の母としては、リクエストとして「関わってみたい」

の多様な人と関わるというところの写真が、例えば障害児の子とか、先ほどおっしゃっていた外国籍の子とか、あなたも含まれていますよというのはメッセージ性としてすごく高まるだろうというリクエストでした。

あと、こんなことができるかなという質問なのですけれども、3ページ目の「こどもまんなかチャート」の絵なのですが、これは本当にこどもを真ん中にした図式はできないのですか。今、こどもが頂点にあるのですけれども、こどもを真ん中で周りがというほうがシンプルに分かりやすいと思いました。

以上です。

○秋田座長 ありがとうございます。

それでは、明和委員、お願いいたします。

○明和委員 今後の課題になると思うのですけれども、3ページ目「こどもまんなかチャート」について意見を述べさせていただきます。現在のベースとしては、リアル空間、物理的空間のみでイメージされていると思うのですが、今後はICT教育の推進を含めて、架け橋プログラムにも関わってくると思いますが、サイバー空間でこどもたちが生きる時代が必ずやってきます。この辺りを少し意識しながら、どこまでが「直接接する人」との空間なのか、そして「過ごす空間」については、リアル、サイバー空間の両方でこどもたちがどのように生活していく必要があるのか、この辺りも今後しっかり考えていく必要があると思います。

○秋田座長 ありがとうございます。

皆様、多様な視点からお話をいただいて、どう分かりやすく量が少ない中にこれだけの御意見を反映させていくかに事務局の腕があるのかと思ったりしております。私どももみんな委員は自分ごととして貢献できたと思います。

私自身も先生方のお話を伺って、個人の意見として、例えば安心と挑戦というときに、大人の範囲で挑戦をしても、これ以上は危ないから駄目といっているいろいろな禁止が増えていくことでこども自身が自分を守る能力を培っていなかったりする場面もあるかもしれない。それから、遊ぶ権利ということを理解していただくことが必要だろうと思っています。今後に関して、こども基本法については大人だけではなくて小中学生が分かりやすいリーフレットができてメッセージが分かるような絵があるわけなのですけれども、ぜひこのこども家庭指針もこういうものと併せて今後よく分かっていくような形での周知が必要かと思いました。

たまたま2日前に熊本市で「Education Week」というものがありまして、今も動画でも御覧いただけるのですけれども、こどもの権利についてこども自身、小中高生がみんなで1,000人規模で学ぶ、こども基本法とこどもの権利条約を学ぶという会がございました。その編集動画が今も見られるのですけれども、そこでこどもたちが言ったのは、「大人には権利があると思っていたけれども、自分たちにも権利があるのだ」と語っていました。特に言っていたのが、「遊ぶ権利ってあるのだね」とか、「僕らには守られる権利がある

のだね」とか、「でも、それは学校だったらどのように生かされていることが守られる権利なのだろうとか」というようなことをこどもたち自身が自分たちで考えていきます。熊本だったので、こうのとりの病院があります。そうすると、本当に愛される人から引き離されるこどもの権利はどう考えたらいいのだろうと中学生や高校生が問い始めたりします。私たちはこども基本法と同時に、このこども家庭指針が何という名前になるか分かりませんが、指針ができたときには、いろいろな園の方やいろいろな場で、みんなでそういうワークショップなりいろいろな声を出しながら考えていくという権利の主体だということを共有していきたいと思います。1 ページ目の「権利が保障されている」という前に、こどもには権利があるのだということ、まず遊ぶ権利があるということをきちんと社会に全ての人に分かっていただくという方向も考えていく必要があるのだろうと伺っていて思いました。これはあくまでも座長の話ではなく個人の願望としてお伝えをしたいと思っているところでございます。

ほかには御意見、よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、少し時間が早いのですけれども、事務局から何か今日の御意見を受けてありますか。お願いいたします。

○長田審議官 私から1点、今の秋田座長のコメントや稲葉委員からの御指摘の関連で申し上げたいと思います。この指針に限らず、こども家庭庁のある意味最大のお客様は「こども」であるので、こどもにどう伝えていくかが最大テーマの一つで、今、いろいろな他の検討課題も同時並行で進めています。それぞれの場の中で、例えば昨日であればこどもの居場所づくりに関する検討委員会というものを開催していたのですが、その報告書をどうこどもや若者に分かりやすく伝えフィードバックをするかということも議論をされております。今も少し秋田先生から御紹介いただきましたけれども、こども基本法の内容をこども向けに伝えるコンテンツを作ったり、先の児童福祉法改正の内容について簡単に伝えられるようなものを試行錯誤しながら作成している段階であります。この指針をどういった形あるいはどういう手法でこどもたちに伝えるかということは、またおいおい具体論は考えていきたいと思います。全体を通じたこども家庭庁の姿勢として、そういったことにしっかりと留意をしながら取り組んでいきたいと考えております。

○秋田座長 お願いいたします。

○浅野審議官 今、長田審議官からお話をさせていただいたように、こども家庭庁で作る文書ですので、もともとは実はこれは閣議決定、それから、公的な行政文書としての報告書の形態を考えられていたところもあるのですけれども、一般の方にも分かりやすい形でどう作るかに大きな主眼を置いていますので、そういう意味ではここにおられる委員の方々の頭にすっと入ってくるような文書に整理していかなければならないということで、この絵と写真も入れさせていただいていますけれども、イメージを持っていただきながら議論をいただくということで、こういう形態を作らせていただいております。

まさにいろいろ御意見をいただきましたように、我々としてはこういう分かりやすい形

で書きつつも、行政文書に落とし込むときはある程度堅苦しい文章になる部分もあると思いますし、それをさらに一般の方々、それから、お子さんですね。そういった方々に分かっていただくように、分かりやすい形でハンドブックなり、動画なり、いろいろな形の媒体を使って、まさにデリバリーをしっかりと考えていくということだと思いますので、まずはここで委員の方々の頭の中をうまく整理していただくためのペーパーを見ていただいているということでお考えいただければと思います。

○秋田座長　ありがとうございました。

ここで議事（１）の自由討議は終わりにさせていただきたいと思います。

皆様からいただきました御意見や御提案を踏まえて、本懇談会としての成果物の素案を事務局と御相談させていただきます。

それでは、最後に事務局からお願いをいたします。

○鍋島参事官　秋田先生、大豆生田先生、委員の先生方、本日も本当に活発にいろいろな御意見をいただきました。大変ありがとうございました。

本日いただいた御意見をできるだけ分かりやすい表現で反映していくということでありましたし、色合いだったり、写真だったり、図のところの工夫は私たちにもできることもあると思いますので、本日の御意見を踏まえて今日の資料を、もう少し、より分かりやすいものにしていくことをしてみて、また先生方と御相談をしながらこの会議を続けていきたいと思います。

次回の日程につきましては、今、１月の中旬ですので、３月までにまたやらせていただければと思います。できるだけ速やかに日程調整をした上で先生方と御相談をして会議を持ちたいと思います。今日少しお話もいただきましたし、高祖先生からも来年度は分かりやすいキャンペーンのようなものをやったらどうかなどの御意見もいただいていますので、次回はそういったどう分かりやすく伝えていくのかということなどにつきましても何かアイデアがあれば、少し伺えましたら大変ありがたいと思います。本日もたくさんのご意見をいただいたのですが、またよろしく願いできたらと思います。

それでは、本日は本当にありがとうございました。

○秋田座長　ありがとうございました。

以上で第５回「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会」を終了いたします。皆様、ありがとうございました。